

鹿沼市道路占用料条例の一部改正について

次のように改める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市道路占用料条例の一部を改正する条例

鹿沼市道路占用料条例（昭和 30 年鹿沼市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表（第2条関係）

## 占用料の額

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	420
	第2種電柱		650
	第3種電柱		880
	第1種電話柱		380
	第2種電話柱		610
	第3種電話柱		830
	その他の柱類		38
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23
	外径が0.1メートル以		34

		上0.15メートル未満のもの		
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230
		外径が1メートル以上のもの		450
		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	760
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		$A \times 0.005$
		階数が2のもの		$A \times 0.008$
		階数が3以上のもの		$A \times 0.01$
		上空に設ける通路		480
		地下に設ける通路		290
		その他のもの		760
法第32条第1項第6号に掲げる施設		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	10
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	96
政令第7	看板(ア)	一時的に設ける	表示面積1平方メートル	96

条第1号に掲げる物件	チであるものを除く。)	もの	ルにつき1月	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960
	標識		1本につき1年	610
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	96
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960
		その他のもの		480
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	96
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				76
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.019$
	上空に設けるもの			$A \times 0.023$
	地下(トン	階数が1のもの		$A \times 0.005$

	ネルの上の 地下を除く。) に設けるもの	階数が2のもの 階数が3以上の もの	A×0.008 A×0.01
	その他のもの		A×0.033
政令第7 条第9号 に掲げる 施設	建築物 その他のもの		A×0.019 A×0.013
政令第7 条第10 号に掲げ る施設及 び自動車 駐車場	建築物 その他のもの		A×0.023 A×0.013
政令第7 条第11 号に掲げ る応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの		A×0.019
	上空に設けるもの		A×0.023
	その他のもの		A×0.033
政令第7条第12号に掲げる器具			A×0.033

備考

- (1) 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- (2) 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

- (3) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- (4) 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- (5) Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- (6) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- (7) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。